社労士ニュース 平成 27年 3月18日(水) 2015年 3月号発行

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決 河原社会保険労務士事務所

> 紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士 (特定社会保険労務士) 河原 清市

> > 埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

従業員の募集を、法令等をちゃんと知って、実施していますか?

ある県の北部の大変繁盛している飲食店の店内に、以下のような内容の従業員募集の広告が張って ありました。 皆様は、どう思われますか?

人事や総務に籍を置いた経験のある人ならば、「ちょっとまずいのではないか。」と思われますが、 それ以上の説明はできないようです。では、なぜこの広告がまずいのかを説明しましょう。

スタッフ募集

1. 賃金 土、日、祝日 平日

9時から 950円から 900円から

18 時から 1000 円から 950 円から

2. 資格 18 歳から 40 歳

3. 待遇 食事補助/交通費支給

連絡先 000-000-000 (担当 00)

まず、従業員の採用に関しては、雇用対策法の第十条を絶対に考えなければなりません。つまり「事業主は労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。」ということです。 しかしながら、例外が6項目あります。今回に該当するものは**雇用対策法施行規則 第一条の三の第1項の3号のイ**を引用します。 (新聞の折り込みの募集に、よく、3号のイとしてあるのは、正確には、第1項の3号のイのことです。)

つまり、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象 として募集・採用する場合は、 例外的に年齢制限を行うことができるということです。

つまり、お店の繁盛を維持するためにより優秀な料理人を育てたい場合が該当します。

その場合は、40歳以下の募集は、法令順守になります。しかしながら、募集要項にスタッフ募集とると、職種が限定されませんので、記載内容をもう少し詳しく書く必要があります。つまり、一般のお店ではフロアで、客の料理を運んだり、客を入口から案内することで、長期勤続によるキャリア形成云々は該当しないと思われます。ただミシュランに載るような料理店のクルーなどは、客の好み等や料理のことも精通している場合は、年齢制限はよいと思われます。

次に、18歳以上としている場合も年齢制限を禁止している例に該当します。

この場合は高校卒業以上という記載にすれば、雇用対策法の10条はクリアします。

この件に関しては平成26年12月18日の厚労省の年齢制限禁止の義務化に係るQ&AのQ1-6に記載されていますので参考にして下さい。最後に、年齢制限を許される場合は、全ての場合、雇用期間に関しては、期間の定めのない労働契約ですので注意してください。